

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区自転車条例</p> <p>昭和59年3月13日条例第14号 《略》 平成30年10月1日条例第66号 令和2年3月2日条例第40号</p>	<p>世田谷区自転車条例</p> <p>昭和59年3月13日条例第14号 《略》 平成30年10月1日条例第66号</p>
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、道路交通法(昭和35年法律第105号)において使用する用語の例による</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p><u>削除</u></p> <p>(1) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。</p> <p>(2) 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。</p> <p>(3) 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等一の建物であって、その店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。</p> <p>(4) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項、長期</p>	<p>(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。</p> <p>(3) 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。</p> <p>(4) 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等一の建物であって、その店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。</p> <p>(5) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項、長</p>

改正後	改正前
<p>信用銀行法(昭和27年法律第187号)第4条第1項、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第4条若しくは労働金庫法(昭和28年法律第227号)第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。</p> <p>(5) 遊技場等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設並びに興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。</p> <p>(6) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</p> <p>(7) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これらを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</p> <p>(8) 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。</p> <p>(区の責務)</p> <p>第3条 区長は、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する施策を推進するとともに、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において自転車等駐車施設の設置に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、自転車等が大量に放置されている地域における指導及び啓発その他の駐車対策を実施しなければならない。</p> <p>3 区長は、地域の状況に応じた自転車等の駐車対策を効果的に推進</p>	<p>期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第4条第1項、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第4条若しくは労働金庫法(昭和28年法律第227号)第6条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第1号及び第2号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。</p> <p>(6) 遊技場等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設並びに興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する施設をいう。</p> <p>(7) スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</p> <p>(8) 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これらを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。</p> <p>(9) 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。</p> <p>(区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する施策を推進するとともに、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域において自転車等駐車施設の設置に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、自転車等が大量に放置されている地域における指導及び啓発その他の駐車対策を実施しなければならない。</p> <p>3 区長は、地域の状況に応じた自転車等の駐車対策を効果的に推進</p>

改正後	改正前
<p>するため、地域の区民等で構成される団体の活動を支援するものとする。</p>	<p>するため、地域の区民等で構成される団体の活動を支援するものとする。</p>
<p>4 区長は、<u>自転車等を安全で適正に利用するための総合的な施策を策定し、実施しなければならない。</u></p>	
<p>(区民の責務)</p>	<p>(区民の責務)</p>
<p>第4条 区民は、<u>区長が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策に関する施策に協力しなければならない。</u></p>	<p>第4条 区民は、<u>区長が実施する自転車等の駐車対策に関する施策に協力しなければならない。</u></p>
<p>(利用者、所有者等の責務)</p>	<p>(利用者及び所有者の責務)</p>
<p>第5条 自転車等の利用者及び所有者は、<u>自転車等を放置してはならない。</u></p>	<p>第5条 自転車等の利用者及び所有者は、<u>自転車等を放置してはならない。</u></p>
<p>2 自転車の利用者は、<u>イヤホン、スマートフォン等の携帯電話用装置等を使用しながら、又は傘を差しながらの運転をしないことその他の道路交通法等で定める事項を遵守する等により歩行者に被害を及ぼさないようにする等自転車を安全に利用しなければならない。</u></p>	<p>2 自転車の利用者は、<u>道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に被害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。</u></p>
<p>3 自転車の利用者は、<u>道路において幼児を同乗させて当該自転車を利用するときは、当該幼児に自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。</u></p>	<p>3 自転車等の所有者は、<u>当該自転車等に自己の住所及び氏名又は名称を明記するよう努めなければならない。</u></p>
<p>4 自転車の所有者は、<u>当該自転車について防犯登録を受けなければならない。</u></p>	<p>4 自転車の所有者は、<u>当該自転車について防犯登録を受けなければならない。</u></p>
<p>5 自転車の利用者は、<u>その利用する自転車の盗難を防止するため、適切にこれを施錠するよう努めなければならない。</u></p>	
<p>6 13歳未満の児童の保護者は、<u>当該児童が道路において自転車を利用するときは、自転車乗車用ヘルメットを着用させなければならない。</u></p>	
<p>7 13歳未満の児童の保護者は、<u>当該児童が利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。</u></p>	

改正後	改正前
<p>8 高齢者(65歳以上の者をいう。)は、自転車を利用するときは、<u>自転車乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p>	
<p>9 前条の規定は、自転車等の利用者、所有者等について準用する。 (事業者の責務)</p>	
<p>第5条の2 事業者は、その従業者に自転車を利用する者がいるときは、当該自転車を利用する者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	
<p>2 第4条の規定は、事業者について準用する。 (小売業者の責務)</p>	<p>(小売業者の責務)</p>
<p>第6条 自転車の小売を業とする者(次項において「小売業者」という。)は、自転車の販売にあたっては、購入者に対し、当該自転車について防犯登録を受けることを勧奨し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	<p>第6条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売にあたっては、購入者に対し、当該自転車に所有者の住所及び氏名又は名称を明記すること及び当該自転車について防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、<u>区長が実施する施策に協力しなければならない。</u></p>
<p>2 第4条の規定は、小売業者について準用する。 (自転車等駐車施設の所有者及び管理者の責務)</p>	
<p>第6条の2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、自転車を貸し付けるに当たっては、その借受人に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供するよう努めなければならない。</p>	
<p>2 レンタサイクル施設の所有者及び管理者は、貸付けを行う自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めなければならない。</p>	
<p>3 自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償責任保険等(自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。次条において同じ。)、自転車乗車用ヘル</p>	

改正後	改正前
<p><u>メットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>第4条の規定は、自転車等駐車施設の所有者及び管理者について準用する。</u> (学校の設置者等の責務)</p> <p>第6条の3 <u>学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)の設置者(国、地方公共団体及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。)は、児童、生徒及びそれらの保護者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育所、託児所等の運営者は、当該保育所、託児所等を利用する乳児又は幼児の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等、自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車の点検整備に関する情報を提供しよう努めなければならない。</u></p> <p>第7条～第16条 省略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p><u>(2) 虚偽の申請、機器の破壊等の不正な手段により、使用の承認、駐車券の交付若しくは再交付を受け、又は区立自転車等駐車を</u> <u>使用したとき。</u></p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</u></p>	<p>第7条～第16条 省略</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(3) <u>前2号の</u>ほか、指定管理者が必要と認めるとき。</p>

改正後	改正前
<p>2 同一の自転車等による時間ぎめの使用期間は、引き続き168時間を超えてはならない。</p> <p>第18条～第21条 省略</p> <p>(区立自転車等駐車場内の自転車等の撤去等)</p> <p>第22条 区長は、<u>区立自転車等駐車場内の自転車等で使用期間が終了したもの、第14条第1項の承認を受けていないもの及び第17条の規定により使用を制限されたもの</u>については、これを撤去することができる。</p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定に該当する自転車等に、警告することを示したものを取り付けることができる。</u></p> <p>第23条、第24条 省略</p> <p>(回数券)</p> <p>第25条 指定管理者は、日ぎめの利用料金について、<u>別表第2の2左欄に掲げる種類の回数券を同表右欄に掲げる発行価額を上回らない範囲において区長の承認を得て発行することができる。</u></p> <p>第25条の2、第26条 省略</p> <p>(自動二輪車の使用の特例)</p> <p>第26条の2 <u>区立自転車等駐車場のうち、その管理上支障がないと認めるもので規則で定めるものについては、自動二輪車(大型自動二輪車(側車付きのものを除く。以下同じ。))及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の駐車のために使用させることができる。</u></p>	<p>2 同一の自転車等による時間ぎめの使用期間は、引き続き168時間を超えてはならない。</p> <p>第18条～第21条 省略</p> <p>(区立自転車等駐車場内の自転車等の撤去)</p> <p>第22条 区長は、<u>区立自転車等駐車場内の自転車等で使用期間が終了したもの及び第14条の使用の承認を受けていないもの</u>については、これを撤去することができる。</p> <p>第23条、第24条 省略</p> <p>(回数券)</p> <p>第25条 指定管理者は、日ぎめの利用料金について、<u>別表第2の2に定める種類及び発行価額の回数券を区長の承認を得て発行することができる。</u></p> <p>第25条の2、第26条 省略</p>

改正後	改正前
<p>2 この節の規定は、<u>自動二輪車による区立自転車等駐車場の使用について準用する。</u></p> <p>第27条～第38条 省略</p> <p>(禁止区域外における措置)</p> <p>第39条 <u>区長は、禁止区域外に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者又は所有者に対しこれを放置しないよう警告することができる。</u></p> <p>2 区長は、前項の規定による自転車等の放置に係る警告をした日を起算日とし、3日以上経過してもなお引き続き放置されているときは、<u>当該自転車等を撤去することができる。</u></p> <p>3 区長は、前2項の規定にかかわらず、禁止区域外において、急激に自転車等の放置が著しくなり、区民又は通行者への通行障害が生じ、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難になると認められる地域においては、<u>区民又は通行者に著しく急迫の危険を及ぼしている部分に限り、当該自転車等を撤去することができる。</u></p> <p>第40条 省略</p> <p>(撤去自転車等の保管等)</p> <p>第41条 区長は、<u>第22条第1項、第38条若しくは第39条第2項若しくは第3項の規定により撤去した自転車等又は第26条の2第2項において準用する第22条第1項の規定により撤去した自動二輪車(以下「撤去自転車等」という。)を保管するとともに、規則で定めるところによりその旨を公示しなければならない。</u></p> <p>2 区長は、撤去自転車等を前項の規定により公示した日から1月間一定の場所に保管しなければならない。</p>	<p>第27条～第38条 省略</p> <p>(禁止区域外における措置)</p> <p>第39条 <u>区長は、禁止区域外において、自転車等が引き続き7日以上移動させられることなく放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。</u></p> <p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、禁止区域外において、急激に自転車等の放置が著しくなり、区民又は通行者への通行障害が生じ、災害時における緊急活動及び避難行動が極めて困難になると認められる地域においては、<u>区民及び通行者に著しく急迫の危険を及ぼしている部分に限り、当該自転車等を撤去することができる。</u></p> <p>第40条 省略</p> <p>(撤去自転車等の保管等)</p> <p>第41条 区長は、<u>第22条、第38条及び第39条の規定により撤去した自転車等(以下「撤去自転車等」という。)を保管するとともに、規則で定めるところによりその旨を公示しなければならない。</u></p> <p>2 区長は、撤去自転車等を前項の規定により公示した日から1月間一定の場所に保管しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>3 区長は、撤去自転車等については、その利用者又は所有者を直ちに調査して、当該撤去自転車等を利用者又は所有者に速やかに引き取らせなければならない。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第42条 区長は、撤去自転車等については、撤去及び保管に要した費用として別表第4に定める額を限度として規則で定める額を当該撤去自転車等を引取りに来た利用者又は所有者から徴収する。</p> <p>2 区長は、<u>自転車等を撤去する前に当該自転車等に係る盗難の被害届が警察署に提出されていることが明らかになったときは、前項に規定する費用を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1)(2) 削除</u></p> <p>(引取りのない撤去自転車等に対する措置)</p> <p>第43条 区長は、第41条第3項の調査によっても利用者又は所有者が判明せず、引き取らせることができない撤去自転車等(第26条の2第2項において準用する第22条第1項の規定により撤去した自動二輪車を除く。以下この条において同じ。)及び引取りの通知をしても、引取りのない撤去自転車等については、同条第2項に規定する保管期間を経過した後、当該撤去自転車等を売却し、及びその売却した代金を保管し、又はこれを廃棄する等の方法により処分することができる。</p> <p>2 前項の規定により売却した撤去自転車等について、<u>第41条第1項の規定による公示の日から起算して6月以内に、当該撤去自転車等の利用者又は所有者が当該撤去自転車等の返還を求めたときは、前条第1項に規定する費用を徴収した後に、その売却代金を返還する</u></p>	<p>3 区長は、撤去自転車等については、その利用者又は所有者を直ちに調査して、当該撤去自転車等を利用者又は所有者に速やかに引き取らせなければならない。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第42条 区長は、撤去自転車等については、撤去及び保管に要した費用として別表第4に定める額を限度として規則で定める額を当該撤去自転車等を引取りに来た利用者又は所有者から徴収する。</p> <p>2 区長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する費用を免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>自転車等の撤去日前に警察署に当該撤去自転車等に係る盗難の被害届が提出されているとき。</u></p> <p>(2) <u>自転車等の撤去日と警察署に当該撤去自転車等に係る盗難の被害届を提出した日が同日で自転車等の盗難の被害にあった場所が禁止区域でないとき。</u></p> <p>(引取りのない撤去自転車等に対する措置)</p> <p>第43条 区長は、第41条第3項の調査によっても利用者又は所有者が判明せず、引き取らせることができない撤去自転車等及び引取りの通知をしても、引取りのない撤去自転車等については、同条第2項に規定する保管期間を経過した後、<u>法令の定めるところにより処分</u>することができる。</p>

改正後	改正前																																																						
<p>ものとする。</p> <p>第44条 省略</p> <p>附 則（令和2年3月 日条例第 号）</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定及び同条に5項を加える改正規定（第6項に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第39条の規定は、施行日以後に放置された自転車等（改正後の条例第2条第2項第1号に規定する自転車等をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に放置された自転車等については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の条例第42条第2項の規定は、施行日以後に撤去した自転車等について適用し、施行日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1 省略</p>	<p>第44条 省略</p> <p>別表第1 省略</p>																																																						
<p>別表第2（第24条関係）</p> <p>1 定期</p> <table border="1" data-bbox="181 1158 1077 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">屋根</th> <th colspan="4">利用料金（1月）</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生等</th> <th>障害者</th> <th>学生等である障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>有</td> <td>2,000円</td> <td>1,700円</td> <td>1,000円</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>1,800円</td> <td>1,500円</td> <td>900円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	屋根	利用料金（1月）				一般	学生等	障害者	学生等である障害者	自転車	有	2,000円	1,700円	1,000円	850円	無	1,800円	1,500円	900円	750円	原動機付自転		3,000円	3,000円	1,500円	1,500円	<p>別表第2（第24条関係）</p> <p>1 定期</p> <table border="1" data-bbox="1178 1158 2074 1436"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">屋根</th> <th colspan="4">利用料金（1月）</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生等</th> <th>障害者</th> <th>学生等である障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自転車</td> <td>有</td> <td>2,000円</td> <td>1,700円</td> <td>1,000円</td> <td>850円</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>1,800円</td> <td>1,500円</td> <td>900円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転</td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	屋根	利用料金（1月）				一般	学生等	障害者	学生等である障害者	自転車	有	2,000円	1,700円	1,000円	850円	無	1,800円	1,500円	900円	750円	原動機付自転		3,000円	3,000円	1,500円	1,500円
種別			屋根	利用料金（1月）																																																			
	一般	学生等		障害者	学生等である障害者																																																		
自転車	有	2,000円	1,700円	1,000円	850円																																																		
	無	1,800円	1,500円	900円	750円																																																		
原動機付自転		3,000円	3,000円	1,500円	1,500円																																																		
種別	屋根	利用料金（1月）																																																					
		一般	学生等	障害者	学生等である障害者																																																		
自転車	有	2,000円	1,700円	1,000円	850円																																																		
	無	1,800円	1,500円	900円	750円																																																		
原動機付自転		3,000円	3,000円	1,500円	1,500円																																																		

改正後					改正前				
車					車				
自動二輪車	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円					
2 日ぎめ					2 日ぎめ				
区分	利用料金 (1 回)				区分	利用料金 (1 回)			
自転車	100円				自転車	100円			
原動機付自転車	200円				原動機付自転車	200円			
自動二輪車	800円								
3 時間ぎめ					3 時間ぎめ				
区分	利用料金				区分	利用料金			
自転車	24時間以内	300円			自転車	24時間以内	300円		
原動機付自転車	24時間以内	400円			原動機付自転車	24時間以内	400円		
自動二輪車	24時間以内	800円							
備考					備考				
1 この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。					1 この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。				
2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。					2 この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。				
別表第2の2（第25条関係）					別表第2の2（第25条関係）				
種類		発行価額			種類		発行価額		
自転車用回数券 （100円券 12枚つづり）		1,000円			自転車用回数券 （100円券 12枚つづり）		1,000円		
原動機付自転車用回数券 （200円券 12枚つづり）		2,000円			原動機付自転車用回数券 （200円券 12枚つづり）		2,000円		

改正後		改正前	
自動二輪車用回数券 (800円券 12枚つづり)	8,000円		
別表第3 (第28条 第31条関係) 省略		別表第3 (第28条 第31条関係) 省略	
別表第4 (第42条関係)		別表第4 (第42条関係)	
自転車	3,000円	自転車	3,000円
原動機付自転車	4,000円	原動機付自転車	4,000円
普通自動二輪車で総排気量0.25リットル 以下のもの	7,000円		
普通自動二輪車で総排気量0.25リットル を超えるもの及び大型自動二輪車	8,000円		